

令和 3 年 6 月 10 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「地層処分研究開発に関連する核種移行試験等に係る業務」の評価について
(案)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
事業概要	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）の地層処分研究開発に関連する試験等に係る業務
実施期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
受託事業者	検査開発株式会社
契約金額（税抜）	55,635,600 円
入札の状況	2 者応札（説明会参加＝3 者／予定価格内＝1 者）
事業の目的	本業務は、放射性物質等を用いない地層処分基盤研究施設、放射性物質等を用いた地層処分放射化学研究施設及びプルトニウム燃料第一開発室における地層処分研究開発に関連する核種移行試験等に係るものである
選定の経緯	報道等において競争性が指摘された事業として、競争性に課題があったことから、平成 29 年基本方針において選定

II 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保という点において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要である。

2 検討

(1) 評価方法について

JAEA から提出された令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている	
	確保されるべき水準	評価
	① 業務の内容 民間競争入札実施要項「1.(2)本業務の内容」に示す業務を適切に実施すること	業務日報及び業務月報による業務内容を確認したところ、本業務が適切に実施されており、サービスの質は確保されている。
	② 試験の実施及び試験結果等の報告の不備件数 イ. 試験計画書等、原子力機構との協議に基づき実施を決定した試験について、落札者の責による不履行が発生しないこと。 ロ. 試験計画書等、原子力機構との協議に基づき取得を決定した試験データについて、落札者の責による報告漏れがないこと。	落札者側の責による試験実施等の不履行は1件も発生しなかったことから、サービスの質は確保されている。 落札者側の責による試験結果の報告漏れ等は1件も発生しなかったことから、サービスの質は確保されている。
	③ 核種移行試験に関連する分析装置、試験設備の重大障害の件数 落札者の責による管理上の不備により分析装置、試験設備に不具合が生じ、試験業務が長期(1か月)にわたり滞る事態が発生しないこと。	落札者側の責による運転管理上の不備による施設の運転管理の不具合は1件も発生しなかったことから、サービスの質は確保されている。
④ 規程基準類の逸脱件数 民間競争入札実施要項「別添1 13(3)②社内・所内規程等」に示す規程基準類に対し、本業務に起因した逸脱が発生しないこと。	原子力機構の規程基準類の逸脱件数は0件であったため、サービスの質は確保されている。	
民間事業者からの改善提案	リスクの高い作業を中心に、作業前のミーティングの強化を行うとともに、現場において作業中において危険につながる可能性のある状況が見出された場合には、それに基づいた作業手順の改善等を提案するなど、作業リスクの低減に努めた。また、放射性物質による作業員の身体汚染発生時の退避手順の改善、退避用資機材の整備、配置の最適化等を積極的に提案し、実際の訓練において	

	実践するなど、事故・トラブル等により汚染が発生した際の適切な対応方法の改善に貢献した。
--	---

(3) 実施経費の状況及び評価（金額は全て税抜）

地層処分研究開発に関連する運転管理に関する業務、地層処分研究開発に関連する核種移行試験等に係る業務の2つの業務は、市場化テスト実施前は1本の契約で実施されており、市場化テスト実施に当たり、競争性改善の観点から契約を分割しているものである。

そのため、実施経費については、市場化テスト実施前の契約の実施経費と2つの業務の実施経費の合計額とで比較を行う。

市場化テストの導入に伴い、「核種移行試験」、「施設等の運転管理」、「多重バリアの評価研究等」の3つに業務の分割を行った。また、令和2年度よりプルトニウム取扱業務の切り分けを行ったりするなど、業務実施体制の見直しを行ったため、必要となる人材の配置を変更した。

市場化テストの対象外となった業務内容を控除した2つの業務の実施経費の合計は、市場化テスト実施前の実施経費より、1,589,700円の節減効果があった。

ア. 導入前（平成29年度）

・実施経費：171,338,040円

上記、実施経費より、市場化テストの対象外とした多重バリアの評価研究等業務、プルトニウム取扱業務を控除するなど業務内容の増減部分を控除した金額

・・・92,158,692円①

イ. 今回（令和2年度）

・実施経費（核種移行試験）：55,635,600円

上記、実施経費より、市場化テスト導入前からの業務内容の増減部分を控除した金額・・・46,321,440円②

・実施経費（施設等の運転管理）：53,160,000円

上記、実施経費より、市場化テスト導入前からの業務内容の増減部分を控除した金額・・・44,247,552円③

ウ. 比較；(②+③) - ① = ▲1,589,700円（約1.72%節減）

(4) 選定の際の課題に対応する改善

課題	報道等において競争性が指摘された事業として、競争性に課題が認められたところ、参加資格の緩和、資格要件の緩和等を実施したものの、事業を受託可能な事業者に対する広報等が十分とは言えず、また、二者による応札があったものの、そのうち一者は、予定価格を大幅に超過しているなど、課題が残っている状況である。
----	---

(5) 評価のまとめ

経費削減効果について、1,589,700円（約1.72%）の削減が認められた。また、民間事業者の改善提案について、安全確保のための作業リスク低減及び業務の効率化など、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できる。

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として実施要項において設定された質について、全て達成したことについては評価することができる。

競争性の確保については、前記の通り課題が残っている。

(6) 今後の方針

以上のとおり、競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。そのため、次期事業においては、応札者の拡大に向け、市場において幅広く広報及び情報収集（例えば、適切な入札準備期間や仕様の内容）等を行うとともに、本件の業務内容を踏まえ、コスト面の比較も含め最適な発注方法、仕様書等の改善について検討を加えた上で、次の実施要項の作成に反映させて引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要がある。

令和3年4月28日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

民間競争入札実施事業
地層処分研究開発に関連する核種移行試験等に係る業務の実施状況について（案）

1. 事業の概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の地層処分研究開発に関連する核種移行試験等に係る業務については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」に基づき、以下の内容により平成30年4月から民間競争入札により実施しており、本事業は3期目である。

(1) 業務内容

本事業は機構の核燃料サイクル工学研究所（以下「研究所」という。）にある地層処分基盤研究施設（放射性物質等を取り扱わない一般施設）、地層処分放射化学研究施設（放射性同位元素使用施設等における放射線発生装置、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたものの使用、貯蔵、運搬及び廃棄に係る施設）において、地層処分研究開発に関連する核種移行試験等を行うものである。

(2) 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間

(3) 実施事業者

検査開発株式会社

(4) 実施状況評価期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間

(5) 実施事業者決定の経緯

本事業にかかる落札者の決定は、最低価格落札方式（総合評価落札方式以外）により実施することとしており、令和2年1月22日の提出期限までに入札参加者2者から提出された技術提案書を審査した結果、要求事項を満たしていた。

入札価格については、令和2年2月12日に開札した結果、予定価格の範囲内で入札した。（執行回数4回）

2. 確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価

民間競争入札実施要項で定めた確保されるべきサービスの質の達成状況に対する当機構の評価は以下のとおり。

評価事項	測定指標	評価
業務の内容	民間競争入札実施要項「1. (2)本業務の内容」で示す業務を適切に実施すること。	業務日報及び業務月報による業務内容を確認したところ、本業務が適切に実施されており、サービスの質は確保されている。
試験の実施及び試験結果等の報告の不備件数	イ. 試験計画書等、原子力機構との協議に基づき実施を決定した試験について、落札者の責による不履行が発生しないこと。 ロ. 試験計画書等、原子力機構との協議に基づき取得を決定した試験データについて、落札者の責による報告漏れがないことないこと。	落札者側の責による試験実施等の不履行は1件も発生しなかったことから、サービスの質は確保されている。 落札者側の責による試験結果の報告漏れ等は1件も発生しなかったことから、サービスの質は確保されている。
核種移行試験に関連する分析装置、試験設備の重大障害の件数	落札者の責による管理上の不備により分析装置、試験設備に不具合が生じ、試験業務が長期（1か月）にわたり滞る事態が発生しないこと。	落札者側の責による運転管理上の不備による施設の運転管理の不具合は1件も発生しなかったことから、サービスの質は確保されている。
規程基準類の逸脱件数	民間競争入札実施要項「別添1 13 (3)②社内・所内規程等」に示す規程基準類に対し、本業務に起因した逸脱が発生しないこと。	原子力機構の規程基準類の逸脱件数は0件であったため、サービスの質は確保されている。

3. 実施経費の状況及び評価（金額は全て税抜）

市場化テストの導入に伴い、業務の分割※及び令和2年度よりプルトニウム取扱業務の切り分けを行ったりするなど、業務実施体制の見直しを行ったため、必要となる人材の配置を変更した。これにより、1,589,700円の節減効果があった。

※「核種移行試験」、「施設等の運転管理」、「多重バリアの評価研究等」の3つに分割

(1) 導入前（平成29年度）

- ・実施経費；171,338,040円

上記、実施経費より、市場化テストの対象外とした多重バリアの評価研究等業務を控除するなど業務内容に増減があった場合における当該部分の控除した金額

・・・92,158,692円①

(2) 今回（令和2年度）

- ・実施経費（核種移行試験）；55,635,600円

上記、実施経費より、市場化テスト導入前と比較して業務内容に増減があった場合における当該部分の控除した金額

・・・46,321,440円②

- ・実施経費（施設等の運転管理）；53,160,000円

上記、実施経費より、市場化テスト導入前と比較して業務内容に増減があった場合における当該部分の控除した金額

・・・44,247,552円③

(3) 比較；(②+③) - ① = ▲1,589,700円（約1.72%節減）

(4) 評価

実施経費は、導入前と比較して経費が1,589,700円（約1.72%）減少し、削減効果があったと評価できる。

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

リスクの高い作業を中心に、作業前のミーティングの強化を行うとともに、現場において作業中において危険につながる可能性のある状況が見出された場合には、それに基づいた作業手順の改善等を提案するなど、作業リスクの低減に努めた。また、放射性物質による作業員の身体汚染発生時の退避手順の改善、退避用資機材の整備、配置の最適化等を積極的に提案し、実際の訓練において実践するなど、事故・トラブル等により汚染が発生した際の適切な対応方法の改善に貢献した。

5. 全体的な評価

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの地層処分研究開発に関連する核種移行試験等に係る業務については、放射線障害予防規程の逸脱や実施者の責による品質保証に係る重大な不適合事象及びセキュリティ上の重大障害は発生していないことから、設定したサービスの質は確保されていると評価できる。また、実施者の創意工夫による改善提案がされたことで、安全確保のための作業リスクの低減及び業務の効率化が図られたことは評価できる。

6. 今後の事業

(1) 本事業への市場化テスト導入は今回が3期目である。事業全体を通じた実施状況は、以下のとおりである。

- 1) 実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為等を行った事案はなかった。
- 2) 機構には、監事及び外部有識者（教授、弁護士等）で構成され、契約の点検・見直しなどを行う「契約監視委員会」が設置されており、その枠組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っている。
- 3) 市場化テスト導入前から以下の取組により改善を図ったところ、今回の入札は2者応札となった。
 - イ) 業務の分割及びプルトニウム取扱業務の切り分けなど業務実施体制の見直し
 - ロ) 共同事業体による応札許容
 - ハ) 類似作業実績等の要件緩和
 - ニ) 従来の実施方法等の情報開示
 - ホ) 入札説明会の複数回開催（東京・茨城にて開催）
- 4) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成していた。
- 5) 市場化テスト実施直前と比較し、約1.72%の減少となった。

(2) 上述のとおり、本事業について総合的に判断すると良好な実施結果を得られていることから、次期事業においては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）に基づき、市場化テストを終了し、当機構の責任において実施したい。

なお、市場化テスト終了後においても、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、評価委員会等第三者チェック機能を維持し、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてまいりたい。

以上